

仕 様 書

1. 件名

外国語版飼養衛生管理基準ガイドブック作成業務

2. 業務目的

畜産生産現場の外国人技能実習生等の人材に必要な飼養衛生管理の理解を図るため、農林水産省の Web サイトに掲載されている「飼養衛生管理基準ガイドブック（公益社団法人中央畜産会制作）」（以下、「ガイドブック」という。）の各畜種編（豚・いのしし版除く。一部日本語修正部分有り）及びそれらの付録の「消毒薬について」、「用語集」について最新の情報に更新したもの（以下「日本語版」という）並びに日本語版を主要技能実習生等の母国語並びに英語に翻訳したものを作成する。

作成したガイドブックは、畜産技術協会の Web サイトに掲載し、畜産現場での活用を図り飼養衛生管理基準の確保、維持向上を図ることを目的とする。

※ 飼養衛生管理基準ガイドブック掲載先 URL

【牛、水牛、鹿、めん羊、山羊編】

[shiyoeiseikanrikijun_gb_ushi.pdf](#)

【鶏その他家きん類編】

[shiyoeiseikanrikijun_gb_tori.pdf](#)

【馬編】

[shiyoeiseikanrikijun_gb_uma.pdf](#)

3. 業務内容

(1) ガイドブック牛、水牛、鹿、めん羊、山羊編

- ① 内容の一部並びに付録の「消毒薬について」及び「用語集」を最新の情報に更新した日本語版
- ② ①で更新したものを基にして翻訳したベトナム語版
- ③ ①で更新したものを基にして翻訳したインドネシア語版
- ④ ①で更新したものを基にして翻訳した英語版

上記（１）の各言語のガイドブックは原本のガイドブックと同様に右開き（右綴じ）とする。

(2) ガイドブック鶏その他家きん編

- ① 内容の一部並びに付録の「消毒薬について」及び「用語集」を最新の情報に更新した日本語版
- ② ①で更新したものを基にして翻訳したベトナム語版
- ③ ①で更新したものを基にして翻訳したインドネシア語版

④ ①で更新したものを基にして翻訳した英語版

上記（２）の各言語のガイドブックは原本のガイドブックと同様に右開き（右綴じ）とする。

（３）ガイドブック馬編

① 内容の一部並びに付録の「消毒薬について」及び「用語集」を最新の情報に更新した日本語版

② ①で更新したものを基にして翻訳した英語版

上記（３）の各言語のガイドブックは原本のガイドブックと同様に右開き（右綴じ）とする。

（４）翻訳業務

上記（１）、（２）、（３）のガイドブック作成の翻訳の際（日本語を除く）は、翻訳する言語を母語とする翻訳者によるネイティブチェックが実施できる体制であること。

なお、動物衛生関係等の専門用語の翻訳について、疑問な点などがある場合は、畜産技術協会担当に相談すること。

４．成果物の作成

上記３の（１）、（２）、（３）のそれぞれの日本語版及び指定した各言語に翻訳したガイドブックの成果物として

（１）指定した言語で印刷製本したもの各 20 部（各畜種合計 200 部）製本はいずれも日本工業規格 A 列 4 番（A 4 サイズ）で作成し、紙質等については、

① A 4 中綴じ冊子表紙両面カラー マットコート 135 kg

② 本文は両面カラー マットコート 110 kg

とする。

（２）各言語に翻訳した各ガイドブックのファイルは、印刷利用できるファイル形式（PDF 形式（OCR 処理済み）及び編集可能な保存形式のファイルで全体版及び分割版を作成すること。

（３）上記（２）のガイドブックファイルは、畜種編ごとのガイドブックとして電子記録媒体（DVD-ROM 又は CD-ROM を）で畜種編ごとに 4 部を提出すること。

５．契約期間

契約日（契約締結日～令和 8 年 3 月 2 日（月）

６．作業スケジュール目安

令和 7 年 9 月下旬	契約及び契約先とのガイドブック作成打合せ
令和 7 年 11 月下旬	ガイドブック作成の進捗状況の報告、打合せ
令和 8 年 3 月 2 日	最終成果物の納入

7. 納入期限

すべての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

8. その他

- (1) ガイドブック作成に当っては、畜種によっては内容の一部等に修正があるので、事前に畜産技術協会担当職員（以下「担当職員」という。）と連絡を密に取って調整することとする。打合せ後、速やかに上記6に記した作業スケジュールを作成し、担当職員の了解を得ること。
作業の実施に当たって疑義が生じた場合には、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 本業務により知り得た成果、情報については許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (3) 本業務の期間中及び終了時において、担当職員が必要と認めた場合は、当該業務について説明を行うものとする。
- (4) 受注者は、業務の目的を達成するため、本仕様書に明示されていない事項で必要が生じたときは、畜産技術協会と協議を行うものとする。